平成２１年（フ）第７４３号
愛知県北名古屋市熊之庄古井186番地
破産者　楠原　靖子
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５１号
愛知県春日井市如意申町８丁目２番地14　フローラルハイツⅢ102号
破産者　伊藤　弘通
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５８８号
神戸市長田区長楽町５丁目５番５号
破産者　掛樋　昌彦
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８４５号
兵庫県姫路市北原504番地８
破産者　下田　靖子
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第９７５号
兵庫県加古川市野口町北野727番地の26
破産者　小野　裕之
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第４９９号
青森市筒井４丁目８番18号
破産者　佐藤　秀樹
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１９３号
新潟県新発田市大手町２丁目８番17号　コーポラス大手門102
破産者　神田　勝吉
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第５６４号
京都市右京区西京極大門町12番地40、前住所京都市右京区西院南井御料町５番地の７
破産者　大石ゆかり
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第５４１号
鹿児島県日置市東市来町湯田4245番地８
破産者　立和名卓朗
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成１９年（フ）第５２号
石川県七尾市大和町ヌ部17番地６
破産者　谷屋　庄二
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成１７年（フ）第１３０号
石川県小松市馬場町ル11番地
破産者　本野　幸保
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第２５５号
山口県下松市東陽４丁目１番15号
破産者　能野　浩二
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２０年（フ）第２６０号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5044番地13
破産者　池田純一郎
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２０年（フ）第２６１号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5044番地13
破産者　池田　悦子
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第３９７７号
大阪市福島区海老江５丁目４番８号Ｐ－ＣＯＵＲＴ海老江203号
破産者　真柴　孝悦
1　破産債権の届出期間　平成21年10月７日まで
2　一般調査期日　平成21年11月５日午後３時30分
平成21年９月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４号
長野県飯田市長野原812番地２
破産者　中村　貴洋
1　破産債権の届出期間　平成21年10月９日まで
2　一般調査期日　平成21年11月11日午後３時30分
平成21年９月８日　長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１４９９号
大阪府松原市別所８丁目10番９号
破産者　有限会社ハマサキ
1　破産債権の届出期間　平成21年10月９日まで
2　一般調査期日　平成21年12月17日午後３時30分
平成21年９月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０９号
山口県宇部市上条１丁目１番36―102号
破産者　勝手　智美
1　破産債権の届出期間　平成21年10月９日まで
2　一般調査期日　平成21年11月17日午後２時
平成21年９月９日　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第３４号
福岡県大川市大字下牟田口1645番地
破産者　水落　義和
1　破産債権の届出期間　平成21年10月９日まで
2　一般調査期日　平成21年12月11日午前10時30分
平成21年９月９日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
山形市大字長谷堂996番地13、開始決定時住所山形市大字千手堂90番地３
破産者　高橋　竹志
1　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
2　一般調査期日　平成21年12月３日午後１時50分
平成21年９月７日　山形地方裁判所民事部